

齋藤 梓 (目白大学人間学部心理カウンセリング学科専任講師、臨床心理士)

平成30年度犯罪被害者週間中央イベント 2018年11月30日

犯罪被害に遭った子どもの 兄弟姉妹に対する支援を考える

民間被害者支援団体および学校現場より

目白大学人間学部心理カウンセリング学科
公益社団法人被害者支援都民センター
臨床心理士 齋藤 梓

【スライド1】

被害者支援都民センターとは

2000年 設立
2002年 犯罪被害者等早期援助団体
2008年 東京都総合相談窓口

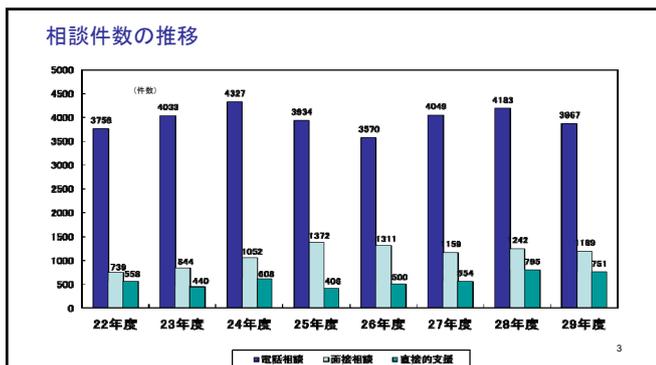
犯罪被害相談員15名(うち臨床心理士6名、社会福祉士2名)、
犯罪被害者直接支援員5名、精神科コンサルタント医1名

犯罪被害者のための各種支援と相談事業

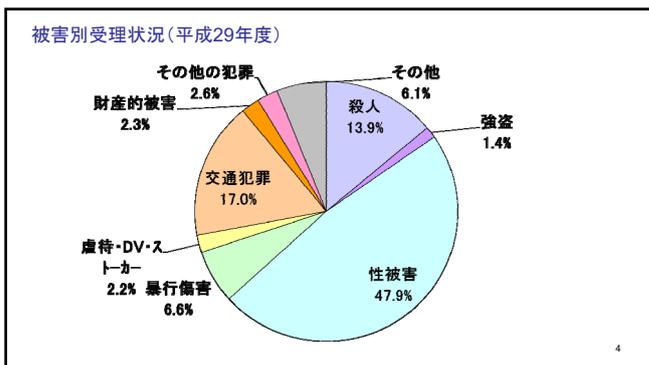
- 電話・面接相談・直接的支援(関係機関付添い)
- 臨床心理士等によるカウンセリング
- 自助グループ支援
- 広報・啓発、支援者養成

* 利用は無料

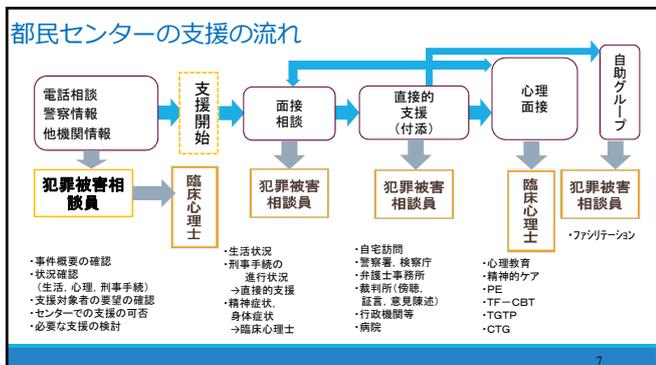
【スライド2】



【スライド3】



【スライド4】



【スライド5】

犯罪被害に遭った子どもの兄弟姉妹に対する支援

- 性犯罪等の場合
 - 保護者の関心が被害に遭った子どもに集中する
 - きょうだいは裁判等刑事手続きの蚊帳の外に置かれる

→保護者にきょうだいの様子も尋ねるようにする
保護者からの相談に乗る
(きょうだいへのねぎらい、ケア、手続きの説明
きょうだい自身に数回面接を行う(難しい場合も多い))

【スライド6】

犯罪被害に遭った子どもの兄弟姉妹に対する支援

- ・殺人等死亡事案の場合
 - ・保護者の関心が被害に遭った子どもに集中する
 - ・きょうだいも遺族である(強い自責感、怒り、複雑な心境)

→きょうだいも支援の対象として、できるかぎり来所を促す
裁判等での付添支援も実施する
家庭の中での保護者の接し方について相談、助言
保護者が落ち着いてきょうだいの状態を見ることができるよう
保護者の支援を優先して行うことが多い(つながりにくい)

【スライド 7】

「さくとさようなら」

- ・都民センターの臨床心理士が中心になり、ブルスアルハの制作協力のもと、都民センターが作成



【スライド 8】

犯罪被害に遭った子どもの兄弟姉妹に対する支援

- ・兄弟姉妹にもケアが必要であるという認識は共通してある
- ・どのように相談につないでいくかは事案によりそれぞれ
- ・まだ認識がはじまったところのため、どのような対応が必要かなど、今後より考えていく必要性
- ・保護者を通しての間接的な対応と、本人への直接的な対応
- ・刑事手続きに関してなど、取り残されないように

【スライド 9】

犯罪被害者週間中央イベント 資料

BE KOBE

行政における犯罪被害者等支援 (神戸市における取り組み)

平成30年11月30日
神戸市危機管理室

【スライド 1】

1 犯罪被害者等支援条例とは…

BE KOBE

阪神淡路大震災の苦難から培われた、大きな悲しみや苦しみを抱えてしまった人たちに寄り添い、互いに助け合う精神（神戸市民の安全の推進に関する条例）

犯罪に見舞われた方が、その後もできるだけ早く平穏な生活を取り戻し、安心して暮らせる社会の実現

神戸市犯罪被害者等支援条例
平成25年4月1日 施行

【スライド 2】

2 神戸市が担う役割

BE KOBE

市民にいちばん身近な自治体として

○日常生活の支援

- ・総合相談窓口を設置
- ・支援金の支給
- ・家事援助助成
- ・住居の確保
- ・一時保育助成

○広報および啓発

- ・犯罪被害者週間講演会
- ・区役所職員研修（9区）
- ・命の大切さを学ぶ授業
- ・地域団体への啓発 等

○関係機関との連携

- ・ひょうご被害者支援センターとの事業連携
- ・県弁護士会との勉強会
- ・関係部局・機関との連絡会の開催

【スライド 3】

3 条例改正の背景

BE KOBE

■条例制定から5年…

- ・須磨連続児童殺傷事件から21年
- ・犯罪被害者等の環境の変化に伴う要望の変化（被害者の視点に立つ）
- ・加害者の出所次期接近
- ・二次被害の発生（加害者による著作出版）
- ・H30.6「あすの会」解散

■国や社会の動き

- ・第3次犯罪被害者等基本計画策定（平成28-32年度）
- ・自治体の総合的相談窓口 80.7%（H26.4）→99.7%（H30.4）
- ・兵庫県の市町の条例制定 12市町（H25.11）→25市町（H30.10）
- ・総合的相談窓口の認知度 12.0%（H29.2内閣府世論調査）

●犯罪被害者に関して、社会の正しい理解がまだまだ進んでいない。
●犯罪被害者が安心して再び生活していけるよう、犯罪被害者に寄り添った支援について改めて見直す。

平成30年7月1日 改正条例施行

【スライド 4】

4 条例改正のポイント（1）

BE KOBE

市の責務（第4条）
基本理念（第3条）に沿って、関係機関との連携・協力しながら犯罪被害者等への支援策を策定・実施

↓

市の責務及び支援（第4条第1項）
支援金の支給、住居の確保、教育支援、雇用の安定及び確保といった「日常生活の支援」を「市の責務」として明確に打ち出す（※支援メニューを拡充）

【スライド 5】

4 条例改正のポイント（2）

BE KOBE

市の責務及び支援（第4条第2項）
被害者等のプライバシー保護について、二次被害が発生することのないよう、様々な手続きについて、「窓口の一元化（ワンストップ申請）」を実施していく。

民間支援団体や区役所と連携し、来所する他の市民と接触しない犯罪被害者の専用スペースを確保し、諸手続きについて関係機関が入れ替わり立ち代わり説明や手続きを行う。

【スライド 6】

5 改正等に伴う新たな支援メニュー

BE KOBE

- 「神戸市犯罪被害者等生活資金交付要綱」の改正等や、関係部局や区役所、民間支援団体、関係機関等との連携強化により、実施する。

新設

- ・ **被害者家庭のこどもに対する教育支援**
(1/2 補助 1人あたり上限50,000円)
- ・ **就労準備金の支給** (1/2 補助 上限100,000円)
- ・ プライバシー保護のための諸手続の**フンストップ申請**
- ・ **精神的被害の回復支援**として、支援団体に対する被害者の心理相談事業の委託 (1人10回程度まで)
- ・ **転居後の家賃補助** (1/2 補助 上限30,000円 1年以内)

拡充

- ・ 一時支援金の増額 (遺族30→50万円、重傷病10→15万円)
- ・ 市営住宅の家賃免除 (1年以内)
- ・ 再転居助成 (転居費助成 1回限り18万円→2回)
- ・ 家事助成・一時保育助成単価の増額
(家事 2,500円→3,000円/時、保育 2,000円→3,000円/日)

7

【スライド7】

6 今後の取り組み

BE KOBE

—あるご遺族の言葉

被害者の視点に立った取り組みをお願いしたい



○中長期的かつ**途切れない支援**とは？

→大きく深い悲しみは決して知り得ないが・・・

・ **犯罪被害者等が置かれている状況に対する正しい理解**

・ 行政による**支援制度の拡充・広報啓発**

について**関係機関・団体と連携**して努めていく。

8

【スライド8】